一(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池の沢川
(三)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県下高井郡野沢温泉村大字東大滝
字ぶんどう　一〇二九番ヲの三　一号
一〇二九番ヲの二　二号
一〇二九番ナの五　三号
一〇二九番一七　四号
字清水平　五三二番　五号
五〇三番二　六号
四九二番一　七号
五四三番一　八号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の池の沢川の中心線から左岸十メートル右岸二十五メートルまでの土地の区域及び標柱三号と四号を結んだ線から千曲川合流点までの区間の池の沢川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
長野県下高井郡野沢温泉村大字東大滝
字ぶんどう　一〇二九番ヲの三　一号
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大清水川
(三)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千五百三十三号で指定した第六号に掲げる土地の区域を除く。）
長野県伊那市西箕輪
三四七〇番一　一号
三八二六番　二号
三八五五番一　地先道路敷　三号
三八三八番　四号
三八二二番七　五号
三五二〇番地先道路敷　六号
三五二〇番二　七号
三四九六番　八号
三〇九六番　九号
三(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
源ヶ洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第千四百五十五号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）
長野県上伊那郡宮田村
一三五七番六　一号
一三五六番　二号及び三号
一三四四番　四号
一三四二番ハ　五号
一三三七番　六号及び七号
一三三六番七　八号及び九号

○国土交通省告示第五百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年五月二十日
国土交通大臣　前原　誠司
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
樫ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県宍粟市波賀町**齋木**
字上高橋　一九八七番一五及び一九八七番一六
一九八七番七七
一九八七番九三
一九八七番一一一から一九八七番一一四まで
字流田東　二一三八番三
字流田西　二一四七番二
二一四八番及び二一四九番
二一四九番
二一五〇番一及び二一五〇番二
二一五一番から二一五三番まで
二一五五番及び二一五六番
二一五八番三及び二一五八番四
二一五九番二
二一六〇番二
二一六一番及び二一六二番
二一六三番二
二一六四番二
二一六五番二
二一六八番三及び二一六八番四
二一六九番二
二一七〇番二
二一七一番二
二一五四番一一
二一五四番三一三及び二一五四番三三
二一五四番三五から二一五四番三九まで
二一五四番五一から二一五四番五五まで

○環境省告示第三十五号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針(平成二十二年四月十六日閣議決定)を次のとおり公表する。
平成二十二年五月二十日
環境大臣　小沢　鋭仁

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針

水俣病は、その発生から半世紀以上にわたり、水俣病の被害者に多大な苦痛を強いるとともに、地域社会に深刻な影響を及ぼしており、今なお新たに多くの方々が救済を求めている。こうした事態を看過することはできないことから、救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図るため、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）が制定された。

特措法に基づく取組に関しては、いのちを守るとの基本的な考え方の下、これまで関係各方面から広く意見を聞くよう努めてきたところであり、水俣病被害者を迅速にかつあたう限り救済するため、メチル水銀へのばく露や症状に関する要件を適正で可能な限り幅広いものとし、また、対象となる方の判定のプロセスを公正で可能な限り丁寧なものとすることとして、検討を行ってきた。

このような検討の結果を踏まえ、特措法第５条及び第６条の規定に基づき、救済措置の方針を次のとおり定める。

１．救済措置

水俣病が生ずる原因となったメチル水銀を排出した事業者（以下、「関係事業者」といいます。）であるチッソ株式会社、昭和電工株式会社の責任と、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において公害防止政策が不十分であったと認められた国及び熊本県の責任とを踏まえて、水俣病被害者の方々をあたう限りすべて、迅速に救済します。

このような基本的考え方の下、以下のような措置を行います。

(1)　対象となる方

①　通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた（メチル水銀を体内に取り入れること）可能性がある方のうち、

(ｱ)　四肢末梢優位の感覚障害（手足の先の方の感覚が鈍いこと）を有する方

に加え、(ｱ)に当たらない方であっても、

(ｲ)　全身性の感覚障害を有する方その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する方に準ずる方

を対象とします。

②　通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方とは、熊本県及び鹿児島県においては、昭和43年12月31日以前、新潟県においては、昭和40年12月31日以前に、

(ｱ)　③に定める「対象地域」に相当の期間（注１）居住していたため、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食したと認められる方、あるいは、新潟県においては阿賀野川の魚介類を多食したと認められる方

に加え、上記と同様の年月日以前に、

(ｲ)　「対象地域」に相当の期間居住していなかった方であっても、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県においては阿賀野川の魚介類を多食したとそれぞれ認めるのに相当な理由がある方（母体を経由してメチル水銀のばく露を受けた可能性がある場合を含みます（注２））

としま す。

（注１）　１年以上とします。